大川広域行政組合議会の招集に関する規則

昭和45年10月12日
規　則　第　１号

改正　平成 4年 3月12日規則第 5号　平成12年 9月 1日規則第11号
平成15年 4月 1日規則第 3号　令和 3年12月28日規則第11号

大川広域行政組合議会の定例会は、毎年３月、１０月及び１２月に招集するのを常例とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年３月１２日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年９月１日規則第１１号）

この規則は、平成１２年９月１日から施行する。

附　則（平成１５年４月１日規則第３号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１２月２８日規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行する。